南越前町子ども読書活動推進計画(第2次)

令和2年3月

南越前町教育委員会

## I 計画策定に当たり

## 1. 計画策定の意義

近年、家庭における子どもの読書時間の減少が懸念されています。子どもの読書活動は 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く、たくまし く生きる力を身に付ける上で大変重要なものです。

南越前町では、平成27年3月に、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び福井県の「元気ふくいっ子読書活動推進計画」に基づき、「南越前町読書活動推進計画(第1次)」を策定し、さまざまな読書活動推進事業に取り組んできました。この第1次計画の現状や課題を整理しながら、より読書の好きな子ども、自主的に本に親しむ子どもを増やすために、本町の実情に応じた「南越前町読書活動推進計画(第2次)」を策定します。

#### 2. 計画の法的位置づけ

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条の規定により、 「市町村は、子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならない。」とされて いることから本計画を策定します。

#### 3. 計画実施期間

本計画(第2次)の実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、その後に おいても成果を検証し、継続して計画の見直しを行います。

#### Ⅱ 基本方針

子どもの読書活動を推進する上で、次の4点を基本方針として定めます。

- ・家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進
- ・読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実
- ・図書館、学校、民間団体等の連携・協力
- ・子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的気運の醸成

# Ⅲ 子どもの読書活動の現状と具体的な取組

## 1. 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

### (1) 第1次計画期間(平成27年度~令和元年度)の取組と成果

乳幼児を対象としたブックスタート事業を開始したことで、親子での図書館利用の増加が見られました。さらに、児童館、子育て支援センターでの読み聞かせや小学校でのブックトークの実施により、子どもたちが本に親しむ機会の創出に努めました。

学校においては、朝読書、読書週間の取組や学校の図書ボランティアによる読み聞かせ、町立図書館による巡回図書などの取組により、読書への関心が高まり、図書館利用者の増加につながりました。

#### (2) 現状と課題

- ・平成30年度全国学力・学習状況調査によると、学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらい読書をするかについての質問では、10分以上1時間未満の範囲内で読書を行う、と回答した町内の小学6年・中学3年の児童・生徒の割合は、全国平均を上回っています。一方で、学年や個人によって本への興味関心や読書量のばらつきが見られます。よって、読書時間が一定時間以下の児童・生徒に対し、読書の楽しさを伝える働きかけが必要です。
- ・イベント等の開催に伴い、一時的に図書館利用の増加が見られるものの、継続性に欠ける傾向があります。長期的な視野から、読書への興味関心を引き出すような取組が求められます。
- ・家庭での本の読み聞かせは、子どもにとって大切な経験であり、次の読書活動につながるものです。しかし、現状は様々な要因から家庭での十分な読書時間が確保されているとは言えません。図書館や学校での取組が、家庭での読書習慣の形成につながっていない状況にあります。
- ・家庭の蔵書数が相対的に多い児童・生徒の方が、本を読む割合が高く、より多くの冊数の本を読む傾向にあります。しかし、家庭で読書に親しむ大人は多くはありません。子どもが気軽に読書に触れることのできる環境が不足しています。家庭、地域における読書活動への理解を深めるため、より一層の啓発と支援体制の充実が必要です。

## (3) 施策の方向性

家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を実施します。

## (4) 今後の具体的な取組

- ・ブックスタート事業(\*1)、おはなし会(\*2)、ブックトーク(\*3)の実施
- ・町立図書館司書による児童館等での読み聞かせの実施及び児童書に関する助言
- ・児童や生徒の町立図書館利用カード作成の取組
- ・各教科における図書の活用
- ・おすすめ図書リストの配布
- ・家庭での週末読書の徹底
- ・家庭、地域、学校での読み聞かせ、読み合いの推進
- ・読書活動への理解と普及のための家庭や地域への啓発

#### (\*1)ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあう時間をもつきっかけになるよう、健診などの機 会に絵本の読み聞かせをして、その絵本を贈呈する取組

#### (\*2)おはなし会

大人による、手遊びなども含む子ども向けの朗読会

## (\*3) ブックトーク

あるテーマをもとにあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしな がら本の内容を紹介する取組

## 2. 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

#### (1) 第1次計画期間(平成27年度~令和元年度)の取組と成果

リクエストや教科書に対応した図書の購入と廃棄を計画的に進め、蔵書の充実を行いました。書架の配置の工夫や特設コーナーの設置により、子どもたちが本を手に取りやすい環境を整えました。

平成30年11月には、今庄住民センターのリニューアルに伴い今庄図書館の新館への移転が行われ、学習スペースの増加、書庫の拡張など、施設機能が向上しました。

さらに平成30年度には、町立図書館のホームページをリニューアルしたことで、デザインが刷新され、機能性が改善し、インターネットを利用した予約件数の増加につながりました。

#### (2) 現状と課題

- ・町内3つの町立図書館における平成30年度末の蔵書冊数は約11万9千冊です(雑誌、 視聴覚資料を含む。)。平成30年度の町内個人利用者の年間貸出冊数は38,389冊で、 人口一人当たりの年間貸出冊数は3.6冊です。平成25年度と比較し、蔵書冊数、貸出 冊数ともに増加の傾向にあります。
- ・町立図書館のホームページでは、蔵書検索や貸出予約が利用できます。また、メールマガジンで新刊情報を定期的に発信しています。
- ・学校図書館の資料、環境ともにさらなる整備が必要です。
- ・児童館などの子どもが日常的に利用する施設に図書が不足していたり、古くなったり している状況にあります。

## (3) 施策の方向性

子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備と充実に努めます。

## (4) 今後の具体的な取組

- ・ヤングアダルトコーナー設置の継続
- ・町立図書館ホームページからの予約、相互貸借制度のさらなる周知
- ・子どもや保護者に対して選書等の助言ができる司書の育成
- ・図書の展示と配架の工夫
- ・学校図書館の資料の充実
- ・ 学校図書館の環境整備及び学級文庫の設置
- ・教科書の参考図書の貸出等、町立図書館による学校図書館の支援
- ・児童館などの子どもが日常的に利用する施設への図書の設置及び巡回図書の充実

## 3. 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

## (1) 第1次計画期間(平成27年度~令和元年度)の取組と成果

町立図書館において、小学生の図書館見学や中学生の職場体験の受け入れを行うことにより、子どもたちの図書館への理解を深めることができました。学習活動を通じて図書館の司書と交流することで、図書館をより身近に感じることができ、図書館に立ち寄りやすい環境整備につながりました。また、小中学校等への巡回図書や、ブックトークを実施することで、子どもたちの読書の幅が広がりました。

## (2) 現状と課題

- ・町立図書館では小中学校と連携し、移動図書館やブックトークを実施しています。また、今庄地区の事業所等に対し巡回図書を実施しています。
- ・学校図書館によっては、選書や配架などについての専門知識が不足しています。研修 会の案内や児童サービスに関する助言など、学校の司書教諭と図書館司書のさらなる 連携が必要です。

## (3) 施策の方向性

子どもと本をつなぐ全ての人の連携と協力の促進を図るため、その体制の整備に努めます。

## (4) 今後の具体的な取組

- ・移動図書館、巡回図書の実施の継続
- ・子どもの町立図書館見学の継続
- ・小中学校、幼稚園、保育所(園)、こども園、子育て支援センター、町立図書館のさらなる連携と協力
- ・学校の図書ボランティアとの連携と協力

## 4. 子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的気運の醸成

(1) 第1次計画期間(平成27年度~令和元年度)の取組と成果 学校だより等を通じて、学校の図書ボランティアの認知度が高まりました。 図書ボランティアの研修会への参加機会が増えたことにより、読み聞かせのスキルが 向上しました。

## (2) 現状と課題

- ・読み聞かせや読書の効果が広く理解されているとはいえず、社会的気運の醸成に至っていない状況にあります。
- ・学校の図書ボランティアの確保が難しく、人材が不足しています。地域全体で子ども の読書活動を支えるため、新たな人材の発掘や育成に取り組む必要があります。
- ・県立図書館等で行われる講座、研修等の情報提供が不十分な状況にあります。学校の 図書ボランティアを含め、子どもの読書活動に関わる関係機関に対し、講座、研修に

関する情報の積極的な周知を行い、職員の資質向上を図る必要があります。

## (3) 施策の方向性

子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義 や重要性について広く普及啓発を図るよう努めます。また、読書活動に関する指導力の 向上を図るため、人材の育成を推進します。

## (4) 今後の具体的な取組

- ・読書や読み聞かせの効果の普及啓発
- ・学校の図書ボランティアの確保
- ・学校の図書ボランティア、学校、保育所(園)、こども園、児童館職員を対象とした研修会の実施
- 一般の方が参加できる読み聞かせ講座の企画
- ・県立図書館等で行われる講座、研修等の情報提供
- ・「子ども読書の日(4月23日)」・「こどもの読書週間(4月23日~5月12日)」等の認知度の向上
- ・児童や生徒が推薦する図書の紹介

# 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に 積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本 計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動 推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

## (子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため 必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。